

第5回丹波の森づくり推進検討委員会の意見のまとめ

ー「丹波の森づくり条例」5つの検討事項と方向性ー

1. 名称・表記の適正化

- ・「」書きの徹底: 単なる自然の山林との混同を防ぐため、表記を『**「丹波の森」**』に統一。
- ・「丹波篠山市」の明記: 丹波市側を含む広域との誤解を避けるため**市名を冠する**。
- ・当事者意識を引き出す名称へ: 『**人と自然と文化が調和した〜**』など、理念を踏まえた名称変更を検討。

3. 基本理念の進化と簡素化

- ・**「生業」**の表現: 農業、杜氏、古民家再生など、歴史を培ってきた伝統・営みの文脈を強化。
- ・**防災・減災（安心・安全）**: 震災の教訓も視野に入れ、「災害に強い地域づくり」の視点を追加。
- ・「進化」の視点を拡張: デジタル技術、関係人口の活用、**ネイチャーポジティブ**などの未来像。
- ・100年後へのシャープ化: 抽象的な文言を極限までシンプルにし、**直感的に伝わる表現に再整理**。

2. 「丹波の森」定義の包括的明文化

- ・山林保護にとどまらない定義: 農地、川、歴史、伝統文化、芸能、人、地域社会の営み全体を包括。
- ・兵庫県や市が出している「**2050地域ビジョン**」等の公的文書を踏まえ、前文に明記。

4. 主体・責務の再編と教育の明記

- ・**「観光客（来訪者）」の追加**: 美観をフリーライドさせず、保全活動への賛同・関与を促す。
- ・行政の「支援役割」整理: 行政は市民・事業者を支える側とし、**庁内横断的な連携を推進**。
- ・**教育・学習の明記**: 継承の観点から「学校教育」や「環境学習」という言葉を義務規定に追加。
- ・共同の結びの設置: 最終規定として「**全主体がみんなで力を合わせ、連携する**」項目を新設。

5. 実効性の確保（将来のサポーター・応援団制度への接続）

- サポーター制度「篠山の森人（仮称）」構想**: 環境・文化・人道的営みに配慮する市民、集落、事業者を市が独自に公認・応援し、ブランドお墨付きを付与する独自のサポーター制度を将来的に構築。
- 条例内への「接続規定（根拠）」の埋め込み**: 条例を理念倒れに終わらせないため、後のサポーター制度構築を法的に担保・接続する「共感する人を継続して増やしていくための規定」をあらかじめ盛り込む。